

記者発表資料
平成29年10月4日
仙台土木事務所総務部
担当：小林 電話 297-4118

名取川右岸の盛土が河川区域へ流入していることにかかる
河川法に基づく監督処分について

仙台土木事務所では、名取市高館熊野堂の一級河川名取川水系名取川の河川区域に土砂が崩れ落ちたままになっている件について、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の4第1項の規定に違反する行為として、行為者に対し、平成30年3月31日までに土砂を除去し、河川を原状に回復するよう、河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命令（監督処分）しました。

記

1 崩れ落ちた土砂の位置等
別添資料のとおり

2 行為者
仙台市太白区在住の者 2名

3 経緯等

本件については、当所の河川監理員が、平成28年11月18日に、河川区域に崩れ落ちた土砂について撤去する措置、及び河川区域に崩れ落ちることを防止する措置を平成29年5月31日まで行うことを河川法第77条に基づき指示していた。

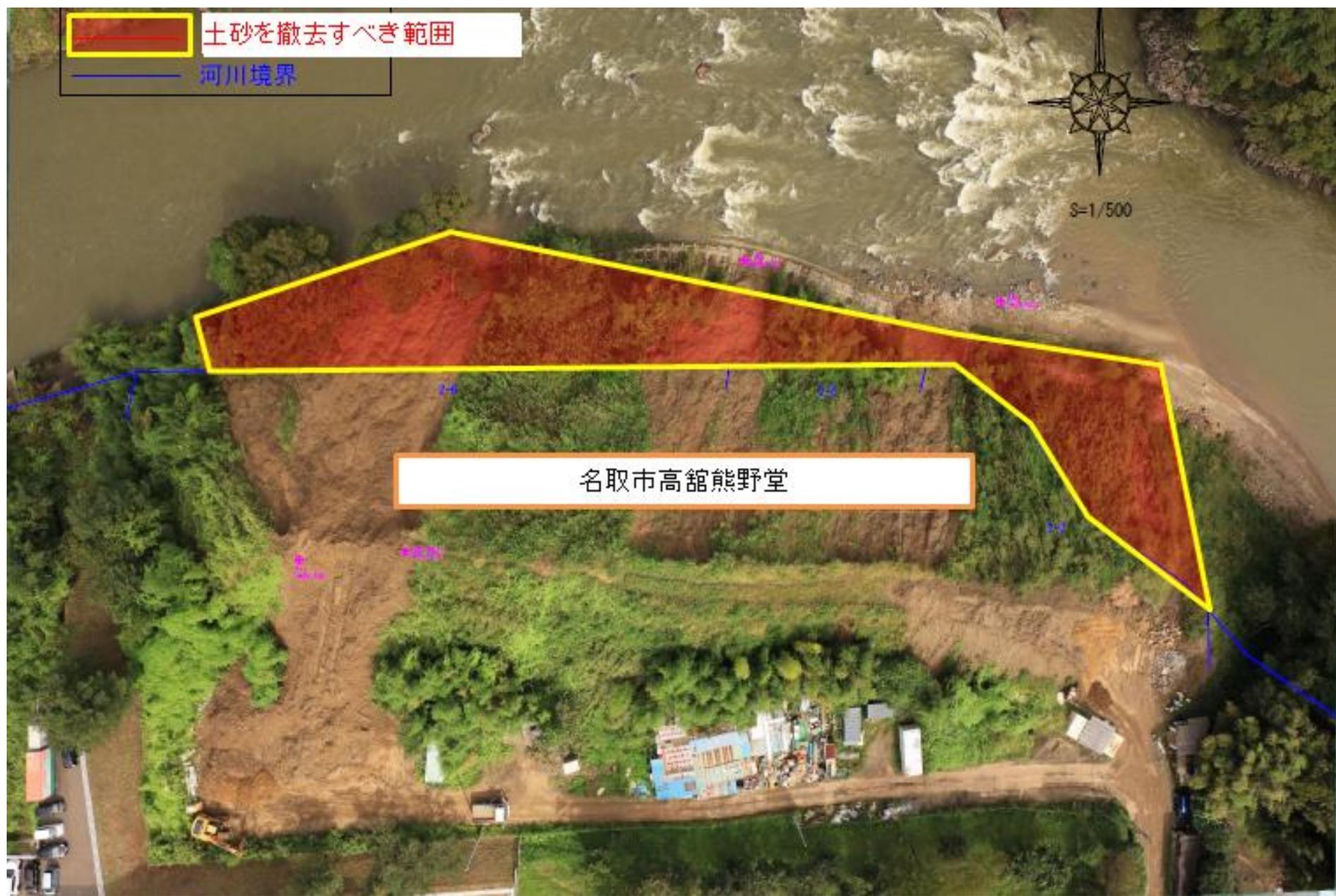
当該指示により、平成29年3月末に、行為者が一部の土砂の撤去を実施したが、その後作業が進まず、本命令を発出する時点で、土砂が撤去されていない状況にあるもの。

— 参考資料 —

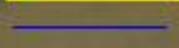
○主要経緯

平成25年10月	残土の河川への崩落確認
11月	土砂の撤去指導を開始
平成26年3月	文書により土砂の撤去を指示
平成26年6月	一部土砂の撤去作業の実施を確認
〃	撤去作業の中断を確認
平成27年5月	一部土砂の撤去作業の実施を確認。継続を指示
平成28年3月	文書により撤去を指示
平成28年6月	県循環型社会推進課 県塩釜保健所 労働基準監督署 等と合同で現地調査を実施。撤去作業の状況について確認
8月	指示書の交付（第1回目 8月5日）
11月	指示書の交付（第2回目 11月18日）
12月	一部土砂の撤去作業の実施を確認
平成29年3月	一部土砂の撤去作業の実施を確認
平成29年4月	撤去作業の中断を確認。再開を指示。
8月	行政手続法に基づく弁明通知書送付。（8月9日） 公示送達。（8月17日）
9月	弁明書の提出無しを確認
10月	監督処分の実施（命令書の交付）（10月3日）

電話・面談により撤去指導を継続実施



土砂を撤去すべき範囲



河川境界

S=1/500

名取市高舘熊野堂